

I. 院内感染対策のための指針

2018年12月17日 改訂

神戸市立医療センター西市民病院は、患者さんおよび病院職員に安全で快適な医療環境を提供する必要から、感染制御（感染症の発生を予防することと、発生した感染症を制圧すること）の対策に取り組むための基本的な考え方等を定めました。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染（医療関連感染と同義語）の防止に留意し、感染症発生の際には速やかにその原因を特定し、制圧、終息を図ることは病院にとって重要です。このため、院内感染防止対策をすべての職員が把握し、この指針に則った医療を患者さんに提供できるよう取り組みます。そして、感染症は伝播するという特殊性をふまえ、院内の感染対策に留まらず、市民病院として他の市民病院群を始めとする医療機関、保健所等と連携し、地域の感染対策を進めます。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

感染対策に関する基本方針の決定や提言する機関として、病院長を会長とする、院内横断的な部署からの構成員で組織する院内感染対策委員会（ICC）を設置しています。ICCの開催は原則月1回ですが、緊急時は臨時に同委員会を開催します。次に、感染制御の統括機関として、病院長直属に感染管理室を設置しています。そして、ICCが策定した感染対策が院内で実施できるよう、感染症対策専門医（ICD）、感染管理認定看護師（ICN）、細菌検査担当臨床検査技師、薬剤師の4職種をコアメンバーとする感染管理チーム（ICT）、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）が組織され、感染対策の実務と指導・支援、感染症診療支援を担当しています。また、看護の視点から感染対策に関わる部署内の問題抽出や教育と啓蒙のために、各看護単位よりリンクナース（LN）を選出し、看護部感染対策委員会を設置しています。LNは問題解決に向けて、ICTと連携協力していきます。

3. 院内感染対策に関する職員に対する研修についての基本方針

ICT/ASTは、すべての職員を対象に講演会を年に2回以上開催します。必要な場合、各部署個別に院内感染対策に関する研修会を行います。また、感染対策に関わる組織に所属する職員は感染症、感染管理に関する各種学会、研究会に積極的に参加し、知識の向上に努めます。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) 院内感染が発生したと判断した場合、主治医は所属長、ICTに報告します。
- 2) 感染症法に基づき報告が義務づけられている感染症が発生した際には、主治医はICTに報告するとともに届出票を作成し、保健所に届けます。
- 3) 細菌検査室は週間の耐性菌検出、血液、カテーテル、膿などの培養検出菌一覧を作成し、感染症週報として各部署とICTメンバーに配布し、院内LANに掲載しています。抗MRSA薬の使用は感染症発生を示唆し、広域抗菌薬の使用は薬剤耐性菌の選択に繋がるため、その使用者一覧をこれに追加しています。

- 4) 細菌に対する薬剤感受性率を参考にすることは感染症治療の基本であり、また耐性率の上昇は新たな院内感染のリスクとなることから、定期的に各部署に情報伝達しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

細菌検査室の情報が院内感染多発の発見につながることも少なくありませんが、どの部署においても、職員は院内感染の発生や多発の徴候への「気づき」の能力を身につけておく必要があると考えます。「気づき」の際は、たとえそれが院内感染の確証がない場合であっても、できるだけ早く ICT メンバー等、適切な担当者に情報伝達するよう指導します。そして、ICT は、平素より院内ラウンドを行うことで、院内感染の早期発見に努めます。

院内感染が発生したと判断した場合、主治医は所定の感染症報告書に基づいて、ICC、院長に報告します。これらの情報に基づき、ICT は、すみやかに院内感染の発生源を探索し、拡大防止策を講じます。ICC は ICT から提案された再発防止策が実践されるよう支援します。

6. 感染症診療/抗菌薬適正使用支援に関する基本方針

AST は感染症診療において、個々の患者に対して最大限の治療効果を導くと同時に、抗菌薬による有害事象を最小限にとどめ、感染症診療を最適化することを目的として活動します。

血液培養陽性例、広域抗菌薬使用例を中心に、抗菌薬選択、de-escalation、PK/PD 理論や TDM を用いた用法用量、治療期間の提案を行うほか、適切な培養検体提出の促進、必要な画像検査やドレナージ治療の提案を含め、感染症診療全般の支援を行います。

7. 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、全部署に配布し、院内 LAN に掲載することで、すべての職員に周知します。また、病院ホームページにおいて一般に公開します。

8. その他の院内感染対策の推進のための必要な基本方針

職員が必要な感染対策を実施できるよう感染管理マニュアルを作成し、全部署に配布し、院内 LAN に掲載します。マニュアルは科学的根拠に基づき、新しい知見を取り入れながら、随時改訂していきます。そして、ICC の委員や LN は委員会で決定した対策を所属職員に周知します。また、必要に応じて外部機関に適切な助言を求めます。

その他、地域の医療機関と定期的に合同カンファレンスを開催し、地域との連携を図っていきます。

[附則] 本指針の改正は、ICC の付議を得て、病院長の決裁により行うものとします。

2008年06月01日 制定

2013年11月18日 改訂

2017年08月21日 改訂

2018年12月17日 改訂